

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（概要）

1. 改正の趣旨

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項等の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）第 10 条等において、各訓練課程における訓練基準（訓練の実施方法など）を規定している。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、多くの訓練実施機関において休校措置をとっており、さらに、訓練が再開した場合においても、いわゆる「新しい生活様式」の定着が求められている一方、訓練課程ごとに最低限実施しなければならない訓練時間が省令上規定されているため、対面による訓練が行えない期間においてもオンラインによる訓練を実施できるよう環境を整備する必要がある。

- この点、現行の省令においてオンラインによる訓練が実施できない訓練課程があるため、訓練基準を改正し、オンラインによる訓練を実施可能とするもの。

2. 改正の内容

以下の各訓練課程の訓練基準について、訓練の実施方法に「通信の方法」によっても訓練が行える旨規定する。

【改正対象】

専門課程（規則第 12 条） 応用課程（規則第 14 条） 応用短期課程（規則第 15 条）
特定専門課程（規則第 36 条の 2 の 2） 特定応用課程（規則第 36 条の 2 の 3）

上記のほか、職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 61 号）の規定等について、所要の規定の整備を行う。

3 根拠条文

法第 19 条第 1 項、第 27 条の 2 第 1 項及び第 99 条

4. 施行期日等

公布日：令和 2 年 5 月下旬

施行期日：公布の日

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(案)について

情報通信技術の発達・普及や今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、公共職業訓練の全ての課程において、オンラインによる訓練が実施可能となるよう省令改正を行う。(令和2年5月末公布・施行(予定))

背景・趣旨

- 近年の情報通信技術の発達に伴い、遠隔授業やオンライン診療など、これまで対面で行われてきたことを遠隔で行うことが可能となってきた。一方、職業訓練においては、一部を除き、これまでオンラインによる訓練が実施されてこなかったところ。
- また、今般の新型コロナウイルス感染症対応として、多くの訓練実施機関において休校措置をとっており、さらに、訓練が再開した場合においても、いわゆる「新しい生活様式」の定着が求められている状況下において、オンラインによる訓練のニーズは高いことから、オンラインによる訓練が実施できるよう環境を整備する必要がある。
- この点、現行の省令の規定上、オンラインによる訓練が実施できない訓練課程があるため、省令を改正し、オンラインによる訓練を実施可能とするもの。

改正内容

現在、省令上、実施方法として「通信の方法」が定められていない訓練課程に、「通信の方法」によることもできる旨を規定する。

【規定の有無(現行)】

職業訓練課程	「通信の方法」の 規定の有無
普通課程	○
短期課程	○
専門課程	×
専門短期課程	○
応用課程	×
応用短期課程	×
特定専門課程	×
特定応用課程	×



×をすべて に改正

令和2年5月末公布・施行(予定)